

◎日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定の附属書の改正に関する
交換公文

(略称) 中国との航空運送協定附属書改正取極

平成	九年	九月	四日	北京で
平成	九年	九月	四日	効力発生
平成	九年十二月	五日	告示	

(外務省告示第五六〇号)

目次

ページ

中国側書簡	四〇七
1 附属書の1の改正	四〇七
2 附属書の2の改正	四〇八
日本側書簡	四一一

(日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定の附属書の改正に関する交換公文)

(中国側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本官は、千九百七十四年四月二十日に北京で署名され、千九百九十二年二月十七日に修正された中華人民共和国と日本国との間の航空運送協定の規定に従い、両国の航空当局が千九百九十七年八月十二日から十五日までの間天津において行った協議に言及する光栄を有します。

本官は、中華人民共和国政府に代わって、前記の協議の結果を踏まえ、同協定の千九百九十五年五月三十日に改正された附属書を次のように改正することを提案する光栄を有します。

附属書の
1の改正

1 附属書の1 (中華人民共和国政府が指定する航空企業が両方向に運営する協定業務の路線) の路線を次のように改める。

中華人民共和国国内の地点	中華人民共和国が選択する十二地点
日本国内の地点	東京
	大阪
	仙台
	名古屋

中国との航空運送協定附属書改正取極

(中方去文)

日本国駐中華人民共和国特命全权大使佐藤嘉恭閣下
閣下:

我荣幸地提及,根据一九七四年四月二十日在北京签署并于一九九三年二月十七日修改的中华人民共和国和日本国航空运输协定的规定,两国航空当局于一九九七年八月十二日至十五日在天津举行了会谈。

我谨代表中华人民共和国政府建议,按照上述会谈结果,对已于一九九五年五月三十日修改的该协定附件再作如下修改:

一、附件之一的航线(中华人民共和国政府指定的空运企业经营的协议航班的往返航线)修改如下:

中华人民共和国境内的地点	日本国境内的地点	以远点
中华人民共和国选择的十二个地点	东京	一个作非运输业务性经营的地点——
	大阪	温哥华——
	仙台	多伦多或加拿大境内的
	名古屋	

長崎
福岡
広島
新潟
岡山
福島
富山
中華人民共和国が選択する日本国内の他の二地点
運輸以外の目的での着陸のための一地点—
ヴァンクーヴァー—
以遠の地点

トロント又はカナダ内の他の一地点のうちの一地点—
サン・フランシスコ—
シカゴ又はニュー・ヨークのうちの一地点(註)
中南米(メキシコを含む)内の三地点
(註) 中華人民共和国から東に向かって運航される飛行でシカゴ又はニュー・ヨークのうちの一地点に定期の着陸を行うもの及び中華人民共和国に向かって西へ運航される飛行でシカゴ又はニュー・ヨークのうちの一地点から定期の離陸を行うものは、サン・フランシスコに定期の着陸を行わなければならない。

2 附属書の2(日本国政府が指定する航空企業が両方向に運営する協定業務の路線)の路線を次のように改める。

日本国内の地点	日本国が選択する十二地点
中華人民共和国内の地点	北京 上海 大連

長崎
福岡
広島
新潟
岡山
福島
富山
中華人民共和国
選擇の日本国境
内の另两个地点
另一点——
旧金山——
芝加哥或纽约(註)——
包括墨西哥在内的
中、南美洲的三个地点

(註)从中华人民共和国东行至芝加哥或纽约的定期航班以及从芝加哥或纽约西行至中华人民共和国的定期航班必须在旧金山经停。
二、附件之二的航线(日本国政府指定的空运企业经营
的协议航班的往返航线)修改如下：

日本国境内の地点	中华人民共和国境内の地点	以远点
日本国自選的十三個地点	北京 上海 大連	新加坡—— 新德里或孟買或 卡拉奇——

以遠の地点

西安
広州
青島
杭州
天津
瀋陽
武漢
重慶
昆明
廈門
シンガポール
ニュー・デリー、ボンベイ又はカラチのうちの一地点
テヘラン、バイルート、カイロ又はイスタンブールのうちの一地点
アテネ又はヨーロッパ内の他の一地点のうちの一地点
ローマ又はヨーロッパ内の他の一地点のうちの一地点
パリ
ロンドン

本官は、更に、前記の提案が日本国政府にとって受諾し得るものであるときは、この書簡及び閣下のその旨の返簡がこの問題に関する両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずることを提案する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

中国との航空運送協定附属書改正取極

西安
廣州
青島
杭州
天津
瀋陽
武漢
重慶
昆明
厦門

倫敦
開羅
巴黎
羅馬或歐洲の另一点
雅典或歐洲の另一点
伊斯坦布尔
开罗或伊斯坦布尔——
倫敦或歐洲の另一点
倫敦

我荣幸地提议,如果日本国政府接受上述建议,此函及阁下的复函即成为两国政府在此问题上达成的谅解并自阁下复函之日起生效。

顺致最崇高的敬意。

中国との航空運送協定附属書改正取極

千九百九十七年九月四日に北京で

中華人民共和国
外交部副部长
唐家璇

中華人民共和国駐在
日本国特命全權大使
佐藤嘉恭閣下

四一〇

中華人民共和国外交部副部长
唐家璇

一九九七年九月四日于北京

(日本側書簡)

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(中国側書簡)

本使は、更に、前記の提案が日本国政府にとって受諾し得るものであることを閣下に通報するとともに、閣下の書簡及びこの返簡がこの問題に関する両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が本日付けで効力を生ずることに同意する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

千九百九十七年九月四日に北京で

中華人民共和国駐在

日本国特命全権大使 佐藤嘉恭

中華人民共和国

外交部副部長 唐家璇閣下

(参考)

この取極は、昭和四十九年に発効した中国との航空運送協定（昭和四十九年二国間条約集及び条約集第二三三四号参照）の附属書を改正するものである。